

令和5年度五所川原市地域集会所改修等助成金募集要項

地域住民の自治意識の向上及び活動の推進と集会所の長寿命化の一環として、地域住民の集会、研修等の利用を主な目的とする建物を町内会が自らの出資により改修及び解体の工事を行う場合に、その経費の一部を助成します。

1 助成対象工事

(1) 改修は次の要件を全て満たす地域集会所の工事です。

- ア 改修に要する費用が20万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）であること。
- イ 市内に本店を有する建設業者等（個人事業者含む。）が施工すること。
- ウ 助成金の交付決定後に着手し、令和5年1月末日までに完了すること。
- エ 町内会が認可地縁団体であること。
- オ 地域集会所が町内会を所有者として不動産登記されていること。

(2) 解体は次の要件を全て満たす地域集会所の工事です。

- ア 解体に要する費用が20万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）であること。
- イ 市内に本店を有する建設業者等（個人事業者含む。）が施工すること。
- ウ 助成金の交付決定後に着手し、令和5年1月末日までに完了すること。
- エ 地域集会所が五所川原市所有の土地に存していること。

2 助成額

100万円を上限とします。

ただし、同一年度内に一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を実施する場合は重複して助成しないこととします。

また、本事業による助成後の翌年度から10年間は対象外となります。

3 受付期間等

受付期間等は、以下のとおりです。

- ① 令和5年10月2日から令和5年10月27日まで（土曜・日曜日、祝日を除く）。ただし、予算を超える申請があった場合は、抽選で交付決定者を決定します。
- ② 令和5年10月27日時点で予算に到達しない場合は、令和5年11月日まで先着順で受付（土曜・日曜日、祝日を除く）。ただし、予算に到達した時点で受付終了です。
- ③ 工事が完了した日から30日以内に実績報告書の提出が必要です。

4 交付の決定

申請書類及び現地調査等を行い、助成金の交付の可否を決定します。決定内容を交付決定通知書又は不交付決定通知書により申請者に通知します。

5 要綱

申請に当たっては、次の要綱等の規定を遵守してください。

- (1) 令和5年度五所川原市地域集会所改修等助成金交付要綱
- (2) 五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号）

6 問合せ先

五所川原市 総務部 管財課 管財係
〒037-8686 五所川原市字布屋町41番地1
TEL 0173-35-2111 内線2175